

山梨県公報

第千四百二十五号

平成十五年

十月二十三日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定(四件)……………六六九

土地収用事業の認定……………六七〇

公告

一般競争入札について……………六七一

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(二件)……………六七二

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六七三

一般競争入札について……………六七三

教育委員会

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員

の職の設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則……………六七四

公安委員会

遊技機の型式の検定……………六七五

告示

山梨県告示第五百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年十月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡中富町大字古長谷字宮ノ上九四三の一、九四三の二、南部町大字本郷字観音一〇三七六、早川町千須和字宮城一四三四、一五二七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮ノ上九四三の一(次の図に示す部分に限る。)、九四三の二、字観音一〇三七六(次の図に示す部分に限る。)、字宮城一四三四、一五二七(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年十月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡早川町大字初鹿島字日向山四二五、四二六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年十月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

西八代郡下部町岩欠字中屋七七八、七二〇、字西河原九一四、一色字萩間三七三〇、三九四九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中屋七七八・七二〇・字西河原九一四・字萩間三七三〇・三九四九（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び下部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年十月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡早川町大字塩ノ上字日向二四七八、二四八一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日向二四七八・二四八一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第五百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十五年十月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

武川村

二 事業の種類

武川村多目的屋内運動施設等及び駐車場建設事業

三 起業地

1 収用の部分 北巨摩郡武川村大字牧原字堂佛寺地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

武川村多目的屋内運動施設等及び駐車場建設事業（以下「本事業」という。）は、多目的屋内運動施設及び屋外ゲートボール場の整備並びに高齢者等健康増進施設等の駐車場を整備する事業であり、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、一般会計により既に行政措置を講じており、本事業を遂行する十分な

意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第一号に該当する。
3 法第二十条第三号要件

(一) 本事業は、高齢者等の健康増進のため、多目的屋内運動施設及び屋外ゲートボール場を新たに整備するとともに、当該施設の利用及び既存施設である高齢者等健康増進施設等の駐車場不足解消のため、新たに駐車場を整備するものである。本事業施行により、運動を通して高齢者等住民相互がふれあい、健康増進が図られるとともに、既存施設利用者の利便性の向上が図られると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

(二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微であると考えられること。

(三) 起業地は、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

(四) 本事業に係る起業地の範囲は、予想利用者数等から積算した施設規模等としており、必要な範囲であると認められること。

(五) (一)から(四)までの理由により、本事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

本事業は、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）に基づいて定められた武川村過疎地域自立促進計画に位置付けられた事業である。また、武川村長寿者クラブ連合会から屋内運動施設設置の要望書が出されるとともに、駐車場増設についても施設利用者から要望があるなど、早急に施行する必要性が高い事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4まで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。
五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
武川村企画財政課

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十五年十月二十三日
山梨県知事 山 本 栄 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

行政情報ネットワーク用パソコン等 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成十六年三月一日から平成二十一年二月二十八日まで

4 借入場所

知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十五年山梨県告示第四百十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この告示に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

3 この公告に示す借入物品等に係る保守を迅速に行うことができる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内二丁目六番 一号 山梨県企画部

情報政策課行政情報管理担当 電話〇五五 二二三 一四一六

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十五年十一月十七日までの山梨県の休日（平成十五年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成十五年十一月十七日までの県の休日を除く毎日、午前九時

から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県企画部情報政策課行政情報管理担当に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十五年十二月三日午後二時 山梨県庁(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十五年十二月二日午後五時までに山梨県企画部情報政策課行政情報管理担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computer Systems for Yamanashi Prefectural Government Information Network
1 Set

2 Date and time for tender

2:00PM December 3,2003

3 Bureau in charge

Information Policy Division, Planning Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan
TEL 055-223-1416

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年十月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十五年九月一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 成島土建株式会社

2 主たる営業所の所在地 韮崎市藤井町北下条千百十九番地三

3 代表者の氏名 高橋良知

三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一四)第一六一〇号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、

タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装工事業及び水道工事業に係る一

般建設業の許可の取消し並びに土木工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十五年八月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年十月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十五年九月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社平成建設
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町河東中島千五百六番地三
 - 3 代表者の氏名 籠利政吉
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一）第八〇八九号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年八月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十五年十月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 - 中巨摩郡竜王町西八幡字梅の木六九七の一、六九七の三、六九七の四、六九七の五、六九七の六、六九七の七、六九八の一、六九八の二、六九八の三、六九八の四、七二二の二、七二四の二、七二四の三、七二四の四、七二六の二、七二六の三、七二七の一、七二七の二、七二七の三及び七二七の四
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 - 中巨摩郡竜王町西八幡七百四十一番地一 丸山次郎

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年十月二十三日
 山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 購入物品等の名称及び数量
 - 2 警察移動通信システム無線機 一式
 - 3 購入物品等の仕様等
- 二 入札説明書で定める内容等であること。
- 三 納入期限 平成十六年三月二十六日
- 四 納入場所 知事が指定する場所

- 一 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十五年山梨県告示第四百十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
 - 3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局管理課調度担当 電話〇五五 二二三三 一三三九五
- 2 入札説明書の交付方法
 この公告の日から平成十五年十一月十一日（火）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札説明会の日時及び場所
 平成十五年十一月六日（木）午後二時 山梨県庁第二南別館（山梨県甲府市丸の内一丁目八番一号）四階 出納局管理課入札室

- 4 入札参加資格確認申請書の提出方法
この公告の日から平成十五年十一月十二日(水)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当に持参すること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
平成十五年十二月三日(水)午後二時 山梨県庁第二南別館(山梨県甲府市丸の内一丁目八番一号)四階 出納局管理課入札室
- 6 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成十五年十二月二日(火)午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着する。以上。
- 7 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十三年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定方法
規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 四 その他
 - 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 契約書作成の要否

要
5 その他
詳細は、入札説明書による。

Summary
1 Nature and quantity of the products to be procured
wireless mobile radio communications system for police force I set
2 Date and time for tender
2:00PM December 3,2003
3 Bureau in charge
Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamanashi Prefectural Government
6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8501 Japan
TEL 055-223-1395

教育委員会
山梨県教育委員会規則第十五号
山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の仕事に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十五年十月二十三日
山梨県教育委員会
委員長 志 村 洸

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の仕事に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則
(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の仕事に関する規則の一部改正)
第一条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の仕事に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
第二条 第一項第三号中「体育指導監」の下に「、冬季国体推進監」を加える。
別表第一 県教育委員会事務局の部県教育委員会事務局事務職員の仕事「体育指導監」の下に「、冬季国体推進監」を加える。
第二条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次

のように改正する。

第二十二条第一項中「体育指導監」の下に、「冬季国体推進監」を加える。

附則

この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

公安委員会

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあつた遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年十月二十二日までとする。

平成十五年十月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要		検定番号
	遊技機の種類及び区分	型式名	
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	キングオブバイキングF	サミー株式会社 三四〇三九一
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ワンタツチャブルF	サミー株式会社 三四〇五九四
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一五号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	CRじゃぼんFT	サミー株式会社 三〇〇六一〇

株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	CRサイボーグ09LA	株式会社ニューギン	三〇〇七二八
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	CRサイボーグ09SA	株式会社ニューギン	三〇〇七四四
株式会社ラスター 代表取締役 河田節子 東京都台東区台東四丁目三番二一五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	クロヒヨ	株式会社ラスター	三四〇六三六
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第三)	キングホー助R	株式会社平和	二二〇二五六
株式会社エレコ 代表取締役	回胴式遊技機 動役物	アンザイ	株式会社	三四〇五五四

福田貞夫 東京都江東区有明三丁目一番地二五 株式会社エレコ 代表取締役 福田貞夫 東京都江東区有明三丁目一番地二五	規則第六条第二号(別表第五)	ヒロコノ オウゴン ノヒボウ エレコ		第二種特別電 動役物	X		
株式会社エレコ 代表取締役 福田貞夫 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	オサルノ チョウゴ クウCY 株式会社エレコ	三四〇六二一				
株式会社メーシー販売 代表取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR新選組L 株式会社メーシー販売	三〇〇六九七				
アピリット株式会社 代表取締役 濱野準一 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ミラクル ボンバー 30 アピリット株式会社	三四〇六二二				
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRファイバー リムゾン ファイアF X 株式会社三共	三〇〇七二一				
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRファイバー リムゾン ファイアJ X 株式会社三共	三〇〇七二六				
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRファイバー リムゾン ファイアM 株式会社三共	三〇〇七一〇				